

山梨県現任介護職員等研修支援事業

事業の目的

介護職員の方には今後、複雑化・高度化する介護ニーズに適切に対応することが求められます。このため、現任の介護職員の方が質の向上とキャリアパスを図る観点から、多様な研修に参加することが可能となると同時に、介護サービス事業所等の職場環境の整備・改善、職員の処遇改善を図ることを目的としています。

事業の概要

現任介護職員等が外部研修に参加した場合に、代替職員を雇用した事業所に対して、研修の参加日数に応じて助成金を支給します。
《山梨県現任介護職員等研修支援助成金》

公益財団法人介護労働安定センターから代替職員を雇用した際の雇用管理業務や、事業所の従業者のキャリア形成に関する相談援助を受けることが出来ます。

助成金の支給要件

- ・研修・代替職員雇用計画を作成し、(公財)介護労働安定センター山梨支部に提出します。
- ・現任の介護職員等が介護サービスの質の向上に資する外部研修に参加します。
- ・研修日程を含む期間中に代替職員を雇用します。

助成金の支給基準

- ・1事業所あたりの助成日数は、現任介護職員等が事業所から研修に参加した延べ日数の2倍(上限年間120日)とします。
(ただし、代替職員の同一年度内の延べ雇用日数は超えられません。)
- ・1日当たりの助成金額は、雇用した代替職員の日給(基本給のみ、上限6,700円)の2分の1の金額とします。

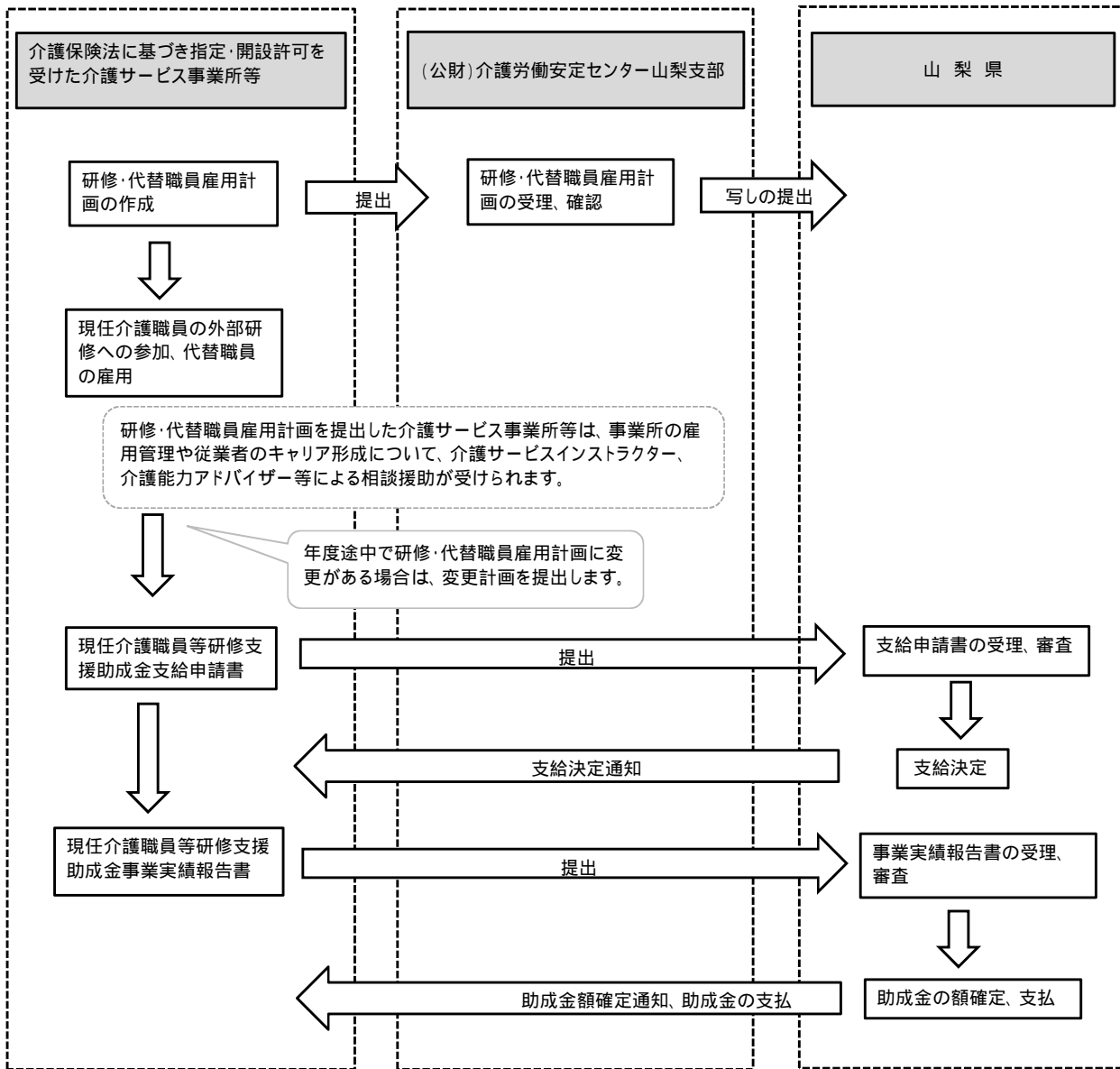
その他、事業の詳細、助成金の支給要綱については、以下のホームページをご覧ください。
(裏面もあわせてご覧ください。)

「山梨県現任介護職員等研修支援事業のページ」

山梨県庁 組織から探す 福祉保健部 健康長寿推進課

介護サービス振興担当 山梨県現任介護職員等研修支援事業

山梨県現任介護職員等研修支援事業利用の流れ



対象となる介護サービス事業所等について
山梨県又は山梨県内の市町村から、介護保険法の指定または開設許可を受けた事業所等が対象です。

事業の対象となる研修について
介護職員等の資質向上を図ることを目的とする研修が対象になります。詳細は、「山梨県現任介護職員等研修支援事業実施要領」をご覧ください。毎年度4月1日から翌年の3月31日までに開催される研修が対象になります。

研修・代替職員雇用計画の提出期限について
毎年度1月末日が提出期限になりますが、助成金の予算には限りがありますので、年度の研修計画がまとまりましたら、研修・代替職員雇用計画については、なるべく早めに提出して下さい(1月末日までであれば、変更計画も受付可能です)。

問合せ先

公益財団法人介護労働安定センター山梨支部
TEL:055-255-6355 FAX:055-255-6356

山梨県福祉保健部健康長寿推進課
TEL:055-223-1455 FAX:055-223-1469